

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月29日

【会社名】 三菱製鋼株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Steel Mfg. Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐藤基行

【本店の所在の場所】 東京都中央区月島四丁目16番13号
(平成29年10月1日より本店所在地 東京都中央区晴海三丁目2番22号から上記のように移転しております。)

【電話番号】 03(3536)3111

【事務連絡者氏名】 経理部長 細谷光明

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区月島四丁目16番13号
(平成29年10月1日より最寄りの連絡場所 東京都中央区晴海三丁目2番22号から上記のように移転しております。)

【電話番号】 03(3536)3135

【事務連絡者氏名】 経理部長 細谷光明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成29年12月27日開催の取締役会において、持分法適用関連会社の株式を追加取得し子会社化することを決議し、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19号の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

この度、当該臨時報告書提出時点に未確定であった事項が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

1. 特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく報告）

（3）当該異動の理由及びその年月日

異動の年月日

2. 当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく報告）

（3）当該事象の連結損益に与える影響額

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

（訂正前）

1. 特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく報告）

（3）当該異動の理由及びその年月日

異動の年月日

平成30年1月29日（予定）

2. 当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく報告）

（3）当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象における平成30年3月期の連結損益に与える影響額は精査中で、現時点では未定であります。

確定次第速やかにお知らせいたします。

（訂正後）

1. 特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく報告）

（3）当該異動の理由及びその年月日

異動の年月日

平成30年1月29日

2. 当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく報告）

（3）当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象により、平成30年3月期の当社連結決算において、段階取得に係る差益23億円を特別利益として計上する見込みであります。